

環境保全の目標である「環境基準」の達成と、  
対策の基本となる「規制基準」の遵守のために!!

ISO14000  
シリーズも  
概説

# 環境基準・規制対策の実務

## 本/書/の/特/色

- 1 解説に当たっては、図表を多用し、基準値や規制の体系などを視覚的に把握できるよう編集しました。
- 2 解説の根拠となる法令・通知名を参照条文として明記し、それぞれ本文を「法令・通知」として登載しておりますので、あらためて法令集などをひもとく煩わしさがありません。
- 3 実務に即応できるよう、「事項索引」「法令索引」の2種類の索引を付して検索の便を図っています。



編集 環境法令研究会

■A5判・加除式・全3巻 定価 本体42,000円+税



# 常に変化している「環境基準・規制」について

## 内容構成〈抜粋〉

### 第1編 概説

環境基本法、環境影響評価法、環境マネジメントシステムなど、環境対策の総括的事項について解説しています。

#### 第1節 環境基準

- 1 歴史的背景とその意義
- 2 環境基準一覧

#### 第2節 規制基準

#### 第3節 環境マネジメントシステム

- 1 ISOの14000シリーズ
- 2 エコアクション21

#### 第4節 環境アセスメント

#### 第5節 法令・通知

#### 第6節 関係資料

### 第2編 環境基準・規制基準

大気汚染からダイオキシン類まで、それぞれの概要や規制の現状を、環境関係法令や通達に基づいて解説しています。

## 第1章 大気汚染

### 第1節 環境基準

- 1 大気汚染に係る環境基準の概念
- 2 環境基準の概要

### 第2節 排出基準

- 1 規制法の概要
- 2 ばい煙
- 3 粉じん
- 4 自動車排出ガス
- 5 有害大気汚染物質等対策
- 6 揮発性有機化合物（VOC）排出抑制制度

### 第3節 法令・通知

### 第4節 関係資料

## 第2章 水質汚濁

### 第1節 環境基準

- 1 環境基準の意義

### 2 環境基準の内容

#### 第2節 排水基準

- 1 規制法の概要
- 2 底質の暫定除去基準
- 3 海洋汚染にかかる規制

#### 第3節 法令・通知

## 第3章 廃棄物

### 第1節 廃棄物処理

- 1 概要
- 2 一般廃棄物
- 3 産業廃棄物

### 第2節 リサイクル

- 1 容器包装のリサイクル

### 第3節 有害廃棄物の越境移動

### 第4節 法令・通知

## 第4章 土壌汚染

### 第1節 環境基準

- 1 土壌汚染に係る環境基準の概念
- 2 環境基準の概要

### 第2節 土壌の汚染に係る規制

- 1 農用地の土壌汚染対策
- 2 市街地等の土壌汚染対策

### 第3節 法令・通知

### 第4節 関係資料

## 第5章 騒音

### 第1節 環境基準

- 1 騒音に係る環境基準の概念
- 2 環境基準の概要

### 第2節 排出規制等

- 1 工場・事業場騒音・建設作業騒音等
- 2 交通騒音に係る規制
- 3 新幹線鉄道・在来鉄道・航空機騒音に係る規制等

### 第3節 法令・通知

## 第6章 振動

### 第1節 振動規制の内容

- 1 振動規制法の概要
- 2 工場振動
- 3 建設作業振動
- 4 道路交通振動に関する規制

### 第2節 法令・通知

## 第7章 地盤の沈下

### 第1節 工業用地下水の規制

- 1 工業用水法制定の経緯
- 2 規制の概要
- 3 規制の現況

### 第2節 建築物用地下水の規制

- 1 建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定の経緯
- 2 規制の概要
- 3 規制の現況

### 第3節 法令・通知

### 第4節 関係資料

## 第8章 悪臭

### 第1節 規制

- 1 沿革
- 2 規制の概要
- 3 規制基準
- 4 測定方法
- 5 規制基準の遵守義務と行政処分
- 6 事故時の措置
- 7 委託事項・条例との関係
- 8 悪臭防止対策の推進

### 第2節 法令・通知

## 第9章 ダイオキシン類

### 第1節 ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準

### 第2節 排出規制等

### 第3節 法令・通知



# について、正確に理解するための必携書!!

## 内容見本 <縮小>

### 第2編 第6章 振動 第1節 振動規制の内容

る報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、もしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

(4) 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前記(1)～(3)項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本項の罰金刑を科する。

(5) 氏名の変更等及び承継に係る届出をせず、または虚偽の届出をした者は3万円以下の過料に処する。

参照条文〔法令〕○振動規制法(昭和51.6.10法律64)第25条～第29条

#### 参考一 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(単位)

解説には根拠となる条文を掲げ法令原文も掲載しています。

た値以上とすることができる。

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第1種区域	60デシベル以上 65デシベル以下	55デシベル以上 60デシベル以下
第2種区域	65デシベル以上 70デシベル以下	60デシベル以上 65デシベル以下

(備考)

8408

8408

### 振動規制法

第22条 国は、振動を発生する施設の改良のための研究、振動の生活環境に及ぼす影響の研究その他振動の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第23条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。

註「政令」一本法施行令5条

(条例との関係)

第24条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する振動に関し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行われる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する振動又はその作業に伴つて発生する振動に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

#### 第6章 罰則

第25条 第12条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第6条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第15条第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第27条 第7条第1項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第14条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第29条 第10条、第11条第3項又は第14条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽

8459

8459

### 第1編 第3節 環境マネジメントシステム

#### 2 ISOの概要

ISOは1947年に設置された国際的な非政府機関(民間機関)であり、以下のような目的を掲げている。

■物質及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために国際標準化機構による関連活動の発展を図ること

ISOへの加盟は、各国の代表的な標準化機関1つ以上から、1952年の開議了解に基づき、日本工業標準調査会(当時)に設置されている。

なお、電気技術に係る標準化に関しては、IECが

#### 3 TC207の概要

1993年に設置されたISO/TC207の下には6つの小委員会(Working Group)及びTCGと5つのWG(Working Group)が設置されている。

#### 環境マネジメント専門委員会(TC207)

- 第1部会(SC1) 環境マネジメントシステム(幹事国:イギリス)  
環境マネジメントシステムに関する2つの規格(14001及び14004)について検討
- 第2部会(SC2) 環境監査(幹事国:オランダ)  
環境監査に関する規格(14015及び19011)について検討
- 第3部会(SC3) 環境ラベル(幹事国:オーストラリア)  
エコマークなどの環境保全型商品につけるラベルや、環境に関する広告・表示などについて検討
- 第4部会(SC4) 環境パフォーマンス評価(幹事国:アメリカ)

60

60

### 第2編 第6章 振動 第1節 振動規制の内容

図1 過去3か年の苦情件数の発生源別内訳

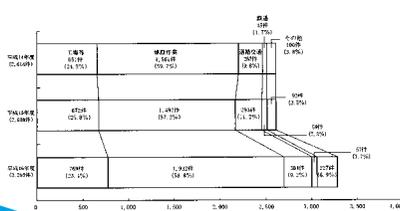


表1 規制対象・非対象別苦情件数

年度	工場・事業場				建設作業				計
	指定地域内	指定地域外	計	非対象	指定地域内	指定地域外	計	非対象	
平成15年度	150	15	165	496	10	962	1,453	1,453	
平成16年度	214	19	233	723	23	1,137	1,370	1,370	
平成17年度	278	25	303	581	37	1,237	1,540	1,540	

もそれぞれの条例によって内容を異にしている。このような条例に見られる多元性は、苦情発生源の増加及び振動防止対策推進上の要請と相まって、各方面から国による一元的法規制の実施を要望させるものとなった。このことから当該環境庁は各種の調査研究を行うとともに法規制の骨格を検討し、中央公害対策審議会に①法規制に当たっての基本的考え方、②規制基準、測定方法等について諮問を行い答申を得た。これらを基に振動規制法の制定に至ったものである。

8402

8402

わかりやすい図表を用いた解説で、基準・規則が一覧できます。

# 末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

## 加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

## 商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

## 申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
  - 下記**フリーダイヤル**にてお申し込みください。
  - 弊社**ホームページ**
    - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
  - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
  - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みください。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

## 商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-696  
FAX ☎ 0120-202-974

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。  
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。  
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

## ホームページからのお申し込みは

第一法規

検索

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。  
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社  
本社  
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



(614740) [1005]  
環境基準 (614743) 2010.5 H3